

議案第138号

工事請負契約（（仮称）市立文化芸術施設新築工事）の変更について

資料1 工事請負契約の主な変更内容について

1 連絡通路に関する建築工事（屋根や柱など）の取止めについて

（1）当初の設置目的

連絡通路は、文化芸術センター、駐車場と手塚治虫記念館を行き来する動線で、その間にカフェ棟を設置することで利用増進を図ることを狙いとしていた。また、来場者が雨天時でも快適に庭園内を移動できるよう、連絡通路に屋根を設置することとしていた。

（2）変更理由

当初想定していた民間事業者によるカフェ棟の設置が困難になったことから、連絡通路の屋根を設置する必要性が低下した。一方で、カフェ棟の設置に代えて、庭園内で飲食などを提供する屋外イベントを積極的に実施していく必要性が生じ、連絡通路の屋根や柱が支障になるため。

（3）対応策

連絡通路に関する建築工事（屋根や柱など）は取止めるが、通路は有効幅や表面の仕様など現設計のまま、庭園工事の中で実施する。

（4）変更による費用増減

連絡通路に関する建築工事の取止めにより、約12,200,000円の減

2 手塚治虫記念館前広場スロープの撤去新設について

（1）変更理由

文化芸術センター及び庭園への視認性を向上させることにより、来場者を誘う新たなエントランス空間としていくため。

また、現況では、記念館のスロープにより十分な歩道幅員が確保されていないことから、安全で快適な動線を確保するため。

（2）変更による費用増減

手塚治虫記念館前広場スロープの撤去新設により、約12,000,000円の増